

介護老人保健施設 幸寿苑のご案内

(重要事項説明書)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称

- ・施設名 介護老人保健施設 幸寿苑
- ・開設年月日 平成7年6月20日
- ・所在地 大和郡山市城南町2-13
- ・電話番号 0743-54-5011
- ・FAX 0743-54-5021
- ・管理者 塚口真理子
- ・介護保険指定事業者番号 (2950280079号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた生活を営むことが出来るようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るよう支援することを目的とした施設です。

さらに、家庭復帰の場合には療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【幸寿苑の運営方針】

- ・利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ってサービスの提供を行います。
- ・明るく家庭的な雰囲気のある施設を目指します。
- ・地域との結びつきを大切にします。

(3) 事故防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止の為の指針を定め体制を整備します。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、利用者様に対し必要な措置を行うとともに利用者様や扶養様が指定する連絡先及び市町村等にすみやかに報告致します。

施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力（歯科）医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

(4) 緊急時の対応

当施設ご利用中に利用者様の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者様及び扶養様が指定する連絡先にすみやかに報告致します。

(5) 施設の職員体制

- ・常勤の医師 1名
- ・入所者様3人に対して1人以上の割合で看護、介護職員を配置しています。

- ・理学療法士又は作業療法士、支援相談員、管理栄養士、薬剤師、介護支援専門員を法的基準に沿って配置しています。

(6) 従業者の職務内容

- ・管理者は、幸寿苑従事者の総括管理、指導を行う。
- ・医師は、利用者様の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ・薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者様に対し服薬指導を行う。
- ・看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか利用者様の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- ・介護職員は、利用者様の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- ・理学療法士・作業療法士等は、医師や看護師・介護職員等と協働してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ・管理栄養士及び栄養士は、利用者様の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ・介護支援専門員は、利用者様の施設サービス計画の原案をたてる。
- ・支援相談員は、利用者様及びそのご家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村、居宅介護支援事業所及び他の介護サービス事業所等との連携を図り、スムーズなサービスの提供が受けられるよう努める。
- ・事務員は、施設全般の事務処理や施設管理を行う。

(7) 提供するサービス内容

- ・施設サービス計画の作成
 - ① 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握(アセスメント)を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目的、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。
 - ② 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して説明し文書により同意を得ます。
 - ③ 施設サービス計画を作成した際には、入所者又はその家族に交付します。
 - ④ 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、定期的或いは必要に応じて介護計画の変更を行います。
- ・食事
 - ① 栄養士(管理栄養士)の立てる献立により栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ② 栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
 - ③ 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
- ・入浴
 - ① 入浴又は清拭を週2回以上行います。入所者の体調により、当日入浴でなかった場合は、清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。
 - ② 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・排泄

排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。

・機能訓練

① 入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行います。

② 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

・口腔衛生の管理

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

・健康管理

医師や看護職員が健康管理を行います。

・その他自立への支援

① 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。

② 適切な整容が行われ、清潔で快適な生活が送れるよう、援助を行います。

(8) 入所定員等

- ・定員 100名(短期入所と併用)
- ・療養室 個室－4室 2人室－2室 4人室－23室

(9) 身体の拘束

当施設は、原則として利用者様に対し身体拘束を廃止しています。但し、当該利用者様または他の利用者様の生命や身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師や現場責任者が利用者様やそのご家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由及び拘束の時間、期間等を説明、ご理解を得、併せてその内容を診療録に記載します

(10) 虐待防止

当施設は、利用者様の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ・虐待等を防止するための職員に対する研修を実施します。
- ・利用者様及びその家族様からの苦情対応体制を整備します。
- ・必要に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。
- ・その他虐待等防止のために必要な措置を講じます。

(11) 記録

当施設は、利用者様の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を『サービス提供の日から5年間』保管し、秘密保持に努めます。

また、利用者様から記録の閲覧、謄写を求めた場合、原則としてこれに応じます。但し、扶養者様、その他の方(利用者様の代理人を含む)に対しては、利用者様の承諾その他、必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(12) 施設利用にあたっての留意事項

施設利用にあたってご留意いただくことは以下のとおりです。

施設ご利用中は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただきます。食事は、(10)に利用料として規定されているものですが、同時に施設では利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容の管理、決定できる権限を委任していただいています。

- ・面会時間は原則8:30から19:00です。
- ・消灯時間は21:00です。

- ・外出、外泊を希望される場合は、3階詰所に届け出てください。
- ・飲酒、喫煙は原則禁止です。
- ・火気の取り扱いは、禁止です。
- ・所持品、備品の持ち込みは必要最低限のものでお願いします。
- ・金銭、貴重品の持ち込みは、原則禁止です。事情により持ち込まれた場合は、事務所に保管させていただきます。
- ・外泊時等の施設外での受診は、事前にご相談下さい。
- ・施設内での宗教活動は、禁止です。
- ・ペットの持ち込みは、原則禁止です。
- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止です。
- ・他利用者様への迷惑行為は禁止です。

(13) 利用料等

別添料金表参照願います。

(14) 苦情相談窓口

- ・介護老人保健施設 幸寿苑
事務長 岩田哲男
TEL 0743-54-5011
- ・大和郡山市役所 介護福祉課
TEL 0743-53-1151
- ・奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険指導推進係
TEL 0120-21-6899

2. 協力(歯科)医療機関

田北病院(併設) 大和郡山市城南町2-13

3. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者またはそれに準ずる者を充てます。
- (2) 管理責任者には、専らその部屋を使用する各部署の所属長または、それに準ずる者を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は保守契約会社に依頼します。点検の際は防火管理者が立会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。
- (6) 防火管理者は従業員に対して防火教育、防火訓練を実施します。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) … 年2回以上
(うち、1回は夜間を想定した訓練を実施)
 - ②非常災害設備の使用方法の徹底 … 年2回以上
 - ③その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

以上

- | | | |
|----|-------------|---|
| 附則 | 平成23年2月1日改定 | 1. <u>(4) 緊急時の対応の追加</u> |
| 附則 | 平成24年4月1日改定 | 1. <u>(10) 苦情相談窓口</u>
変更前：事務長 松田純一
変更後：事務長 岩田哲男 |
| 附則 | 平成28年2月1日改定 | 1. <u>(6) 従業員の職務内容の追加</u> |
| 附則 | 平成29年4月1日改定 | 1. <u>(9) 記録の追加</u> |
| 附則 | 令和4年4月1日改定 | 1. <u>(9) 虐待防止の追加</u> |
| 附則 | 令和5年4月1日改定 | 1. <u>(1) 管理者を竹下修治から
塚口真理子に変更</u> |
| 附則 | 令和6年1月1日改定 | 1. <u>(7) 提供するサービス内容の追加</u>
本項追加にともない、(7) から
(13) を (8) から (14) に変更
する |

介護老人保健施設 幸寿苑

(介護予防) 短期入所療養介護のご案内

(重要事項説明書)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称

- ・施設名 介護老人保健施設 幸寿苑
- ・開設年月日 平成7年6月20日
- ・所在地 大和郡山市城南町2-13
- ・電話番号 0743-54-5011
- ・FAX 0743-54-5021
- ・管理者 塚口真理子
- ・介護保険指定事業者番号 (2950280079号)

(2) 短期入所療養介護の目的と運営方針

(介護予防) 短期入所療養介護は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、社会的孤立や閉じこもりの解消、心身の機能維持・向上並びにご家族の負担軽減を図れるよう在宅ケアを支援することを目的としています。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【幸寿苑短期入所療養介護の運営方針】

- ・利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場に立ったサービスを提供します。
- ・個別のケア計画を作成し、これに基づいたサービスの提供を行います。
- ・住み慣れた自宅での生活が継続出来るよう、地域に開かれたサービスの提供に努めます。

(3) 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止の為の指針を定め体制を整備します。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、利用者様に対し必要な措置を行うとともに利用者様や扶養者様が指定する連絡先及び市町村等にすみやかに報告致します。

施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力(歯科)医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

(4) 緊急時の対応

当施設ご利用中に利用者様の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者様及び扶養者様が指定する連絡先にすみやかに報告致します。

(5) 施設の職員体制

- ・常勤の医師 1名
- ・利用者様3人に対して1人以上の割合で看護、介護職員を配置しています。
- ・理学療法士又は作業療法士、支援相談員、管理栄養士、薬剤師、介護支援専門員を

法的基準に沿って配置しています。

(6) 従業者の職務内容

- ・管理者は、幸寿苑従事者の総括管理、指導を行う。
- ・医師は、利用者様の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ・薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者様に対し服薬指導を行う。
- ・看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか利用者様の（予防）短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- ・介護職員は、利用者様の（予防）短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- ・理学療法士・作業療法士等は、医師や看護師・介護職員等と協働してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ・管理栄養士及び栄養士は、利用者様の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ・介護支援専門員は、利用者様の施設サービス計画の原案をたてる。
- ・支援相談員は、利用者様及びそのご家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村、居宅介護支援事業所及び他の介護サービス事業所との連携を図り、スムーズなサービスの提供が受けられるよう努める。
- ・事務員は、施設全般の事務処理や施設管理を行う。

(7) 提供するサービス内容

- ・（介護予防）短期入所療養介護計画の作成
 - ① 利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）短期入所療養介護計画を作成します。
 - ② （介護予防）短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
 - ③ （介護予防）短期入所療養介護計画を作成した際には、入所者又はその家族に交付します。
 - ④ 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、定期的或いは必要に応じて介護計画の変更を行います。
- ・利用者居宅への送迎

事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。

ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車椅子又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
- ・食事

利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食、嚥下機能、その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事（きざみ食、流動食等）を提供します。
- ・日常生活の世話
 - ① 食事介助が必要な利用者に対して、介助を行います。
 - ② 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は、清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
 - ③ 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、

オムツ交換を行います。

- ④ 介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
- ⑤ 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車椅子への移乗の介助を行います。
- ⑥ 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

・機能訓練

- ① 日常生活を営むのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- ② 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

・その他

利用者の選択に基づき、趣味、趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(8) 入所定数等

- ・定員 100名（入所と併用）
- ・療養室 個室－4室 2人室－2室 4人室－23室

(9) 送迎の実施地域

大和郡山市全域（近隣地域につきましては相談可能です。）

(10) 身体拘束

当施設は、原則として利用者様に対し身体拘束を廃止しています。但し、当該入所者様または他の利用者様の生命や身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師や現場責任者が利用者様やそのご家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由及び拘束の時間、期間等を説明、ご理解を得、併せてその内容を診療録に記載します。

(11) 虐待防止

当施設は、利用者様の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ・虐待等を防止するための職員に対する研修を実施します。
- ・利用者様及びその家族様からの苦情対応体制を整備します。
- ・必要に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。
- ・その他虐待等防止のために必要な措置を講じます。

(12) 記録

当施設は、利用者様の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を『サービス提供の日から5年間』保管し、秘密保持に努めます。

また、利用者様から記録の閲覧、謄写を求めた場合、原則としてこれに応じます。但し、扶養者様、その他の方（利用者様の代理人を含む）に対しては、利用者様の承諾その他、必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(13) 施設利用にあたっての留意事項

施設利用にあたってご留意いただくことは以下のとおりです。

施設ご利用中は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただきます。

食事は、(11)に利用料として規定されているものですが、同時に施設では利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容の管理・決定できる権限を委任していただいています。

- ・ 面会時間は、原則8：30～19：00です。
- ・ 消灯時間は、21：00です。
- ・ 外出を希望される場合は、3階詰所に届け出てください。
- ・ 飲酒、喫煙は、原則禁止です。
- ・ 火気の取り扱いは、禁止です。
- ・ 所持品、備品の持ち込みは、必要最低限のものでお願いします。
- ・ 金銭、貴重品は持ち込まないで下さい。必要な場合は事務所で保管させていただきます。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止です。
- ・ 営利行為、宗教及び特定の政治活動は、禁止です。
- ・ 他利用者様への迷惑行為は、禁止です。

(14) 利用料等

別紙料金表参照願います。

(15) 苦情相談窓口

- ・ 介護老人保健施設 幸寿苑
事務長 岩田哲男
Tel 0743-54-5011
- ・ 大和郡山市役所 介護福祉課
Tel 0743-53-1151
- ・ 奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険指導推進係
Tel 0120-21-6899

2. 協力(歯科)医療機関

田北病院(併設) 大和郡山市城南町2-13

3. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者またはそれに準ずる者を充てます。
- (2) 火元責任者には、専らその部屋を使用する各部署の所属長またはそれに準ずる者を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は保守契約会社に依頼します。点検の際は防火管理者が立会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。
- (6) 防火管理者は従業員に対して防火教育、防火訓練を実施します。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) … 年2回以上
(うち、1回は夜間を想定した訓練を実施)
 - ②非常災害設備の使用方法の徹底 … 年2回以上
 - ③その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとりま

す。

4. 第三者評価

第三者評価は実施していません。

附則	平成23年2月1日	1. <u>(4) 緊急時の対応の追加</u>
附則	平成24年4月1日	1. <u>(10) 苦情相談窓口の変更</u> 変更前：事務長 松田純一 変更後：事務長 岩田哲男
附則	平成25年11月1日	1. <u>(7) 送迎の実施地域の追加</u>
附則	平成28年2月1日	1. <u>(6) 従事者の職務内容の追加</u>
附則	平成29年4月1日	1. <u>(10) 記録の追加</u>
附則	平成30年11月1日	<u>4. 第三者評価の追記</u>
附則	令和4年4月1日	1. (10) 虐待防止の追加
附則	令和5年4月1日改定	1. <u>(1) 管理者を竹下修治から 塚口真理子に変更</u>
附則	令和6年1月1日改定	1. <u>(7) 提供するサービス内容の 追加</u> 本項追加により(7)から (14)を(8)から(15) に変更する。